

宿泊税を活用して取り組む 施策の方向性(案)について



令和7年6月17日
長野県観光スポーツ部



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

宿泊税充当の基本的な考え方

【宿泊税を活用した取組の方向性】

- ①納税者に税導入の効果を実感いただけるよう、施策・地域を極力重点化して実施。
- ②地域が独自性を発揮しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で広域的な視点で観光振興に取り組むため、市町村交付金制度を創設。

宿泊税充当の基本的な考え方	宿泊税への活用を検討する観点
観光振興のための新税という性質を踏まえたもの	・新規・拡充の取組 ※拡充の場合は、これまでの取組に価値向上を説明ができることが条件 (施設・道路等の単なる維持改修や単なる支援額(補助割合等)の増は充当対象外)
	・5年間(R8～R12)で確実に実施する見通しが立っている取組
宿泊税導入の効果がより発揮される取組	・旅行者の利便性・満足度の向上など、旅行者が税導入の効果を実感できる取組
	・観光消費額の増加につながる取組(観光周遊・長期滞在促進、消費単価増等)
県全体の施策の方向性と一致する取組	・県の役割として実施すべき取組
	・先進事例として今後、県内での横展開が見込まれる取組

■ 観光振興施策における県と市町村の役割分担

<県>

- ・広域的な観点からの観光振興施策の実施
- ・市町村に対する技術的・財政的支援
- ・県で実施することがより効率的な施策、緊急性の高い課題に対する施策

<市町村>

- ・地域の観光地経営(地域観光ビジョンの共有)
- ・地域観光ビジョンを踏まえた受入・滞在環境整備
- ・観光資源の磨き上げ
- ・観光地域づくりを通じた事業者支援・連携促進

現時点で想定される5年間の取組(県事業)について

宿泊税を活用した施策として現時点で想定される取組は以下のとおり。

(※ これらは議論のためのたたき台であり、今後の事業実施を前提とするものではない)

1. 長野県らしい観光コンテンツの充実

①自然公園等の利用環境整備

<目指す姿>

- インバウンド、障がい者、家族連れや高齢者など、誰もが安心・安全に自然を満喫できる。
- 自然保護センターを拠点として地域特有の自然、歴史、文化を体感できる。

<主な取組例>

- 自然公園施設の利用環境整備（自然保護センターの展示改修、多目的トイレの整備、多言語化、バリアフリー化、遊歩道整備等）
- 自然保護センターを拠点に、四季に応じたガイド付き自然観察会や歴史・文化学習会の開催

②移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備

<目指す姿>

- Japan Alps Cycling Roadにおいて、走行環境・受入環境が整備され、ナショナルサイクルルート(NCR)に指定される。

<主な取組例>

- Japan Alps Cycling Roadの走行環境、滞在コンテンツの充実、情報発信

③マウンテンリゾート(スノーリゾート)の環境整備

④伝統工芸品や文化財等文化資源の観光面での活用促進

⑤子どもを対象とした「宿泊」×「アクティビティ」割引の実施

など

現時点で想定される5年間の取組(県事業)について

2. 観光客の受入環境整備

①「信州観光MaaS」の実装及び観光DXの推進

<目指す姿>

- インバウンドが多い地域等県内一部のエリアにおいて、観光MaaSの利用を開始し、旅行者が複数の公共交通の一括検索や、公共交通×体験施設等のパッケージ商品(フリーパス等)を利用できる環境が整備されている。(R9に一部地域での導入を目標)

<主な取組例>

- 県版観光MaaSの導入・運用
- MaaSシステム対応に向けた予約・決済システム等の導入支援

②観光における移動保証の実現

<目指す姿>

- 鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地に公共交通機関でアクセス可能な体制が整備されている
- 観光客がストレスなく公共交通機関で観光地へ移動できる環境が整備されている

<主な取組例>

- 観光客の利便性向上に資するバスや観光周遊バスの運行支援
- 情報提供体制の充実強化(デジタルサイネージ導入等)
- 公共交通機関のキャッシュレス化

③宿泊施設集積地における観光まちづくりの推進

<目指す姿>

- 宿泊施設集積地を中心に、周辺地域に波及する持続可能な旅行や観光が展開されている。

<主な取組例>

- 宿泊施設の集積地等における、周遊・滞在型観光の拠点としての観光まちづくりへの重点支援
(例:面的DX化の整備、分散型ホテル・泊食分離への転換、ユニバーサル化の推進、オーバーツーリズムの未然防止 等)

④宿泊・観光施設の滞在環境向上

⑤観光案内機能の強化

など

現時点で想定される5年間の取組(県事業)について

3. 観光振興体制の充実

①観光地経営組織(DMO)の機能強化等

<目指す姿>

- 地域における観光の意義を明確にした上で、多様な関係者との体制構築や合意形成を行い、地域に真に必要とされ、持続可能な観光地域づくりが戦略的に実践されている。

<主な取組>

- DMO等における人材確保及び育成の支援
- 観光業の地域への貢献や負の影響の分析
- 地域や事業者が持つ観光関係データの統合及び提供

②国内外の誘客プロモーションの実施

など

4. 徴税経費・広報経費等

徴税に係る人件費、納入申告書等作成・発送費、特別徴収義務者報償金、制度周知に係る広報経費 など

市町村交付金について（現時点での考え方）

1. 基本的な考え方

- 本県は県内全体が観光地とも言える観光県であり、その発展に向けて県と市町村が一体となって施策を推進することが必要
- 「世界水準の山岳高原観光地づくり」のためには、地域が独自性を発揮して取り組むとともに、県と市町村が一体となり広域的な視点を持ちながら観光施策に取り組むことが必要
- このため、長野県宿泊税では、市町村において活用できる財源を徴収・配分する市町村交付金制度を創設する
- 市町村独自に宿泊税を課税する場合（独自課税市町村）は、県の税額を1/2まで引き下げる代わりに市町村交付金を交付しない

2. 共通事項

- 交付対象者
県内市町村（独自課税市町村を除く）
- 交付対象外経費
市町村の常勤職員の人件費／施設等の維持管理経費／貸付金・保証料・出資金
- 基金への積立
市町村が設置する基金へ2年間積立可能とし、3年目に発生する執行残は県へ返還
- 事業実施状況の公表
交付金を活用した事業の実施状況について、効果等を含め市町村において公表する

市町村交付金について（現時点での考え方）

3. 制度概要

①一般交付金

- 【財 源】○徴税経費を除く毎年度の税収の1/3を「一般交付金」とする
- 【使 途】○観光客の満足度・利便性向上に資する観光振興の新規・拡充事業
○市町村は事業計画を提出することとするが、観光振興目的であれば使途は極力自由とする
- 【配分基準】○宿泊実績を基にした宿泊者数割を基本として交付し、県全体の観光の底上げを図る観点から、全市町村に一律交付する均等割を設定
○制度開始当初は、人流データ※による宿泊者数に基づき算定し、段階的に宿泊（納税）実績に置き換える
※ 人流データ：携帯電話基地局やGPSの位置情報に基づき取得される移動情報を統計処理したもの

②重点交付金

- 【財 源】○徴税経費を除く毎年度の税収の1/6を「重点交付金」とする
- 【使 途】○市町村連携など広域的、かつ重点的施策に活用
○事業実施を希望する市町村の事業計画を踏まえて交付
〈今後3年程度の重点テーマ(案)〉
・二次交通の充実(地域公共交通計画における観光の移動保証の実現)
・観光DXの推進(信州観光MaaSの実装に向けたキャッシュレス化の推進)
・信州DCに向けた受入環境整備(R9夏に向けた取組強化)
- 【配分基準】○宿泊実績及び周遊実績により交付上限額を設定
○宿泊実績は一般交付金と同様のデータにより算定
○周遊実績は人流データによる宿泊者滞在数(県内宿泊者が宿泊した市町村以外に滞在した数)により算定

【参考】 税込試算

単位: 億円

区分	想定税込 (A+B)	県税込 (A)				独自課税市町村 租税調整分税込 (B)
			徴税経費 ※精査中	県事業 活用可能額	市町村交付金	
税込300円の場合 (R11.6~R.13.5)	33.0	26.0	2.6	14.6	8.7	7.0
税込200円の場合 (R8.6~R11.5)	22.0	17.3	2.2	9.5	5.6	4.7
【参考】 制度開始5年間の総額	132.0	103.9	11.8	57.7	34.2	28.1

注) 独自課税市町村租税調整分税込(B)・・・独自課税市町村の課税により引き下げた県税相当額

< 試算の前提条件 >

- ・ 宿泊者数: 16,000,000 人泊
 - ※ 過去の観光庁「宿泊旅行統計調査」の県内延べ宿泊者数を基に設定
- ・ 県内宿泊者数に占める独自課税市町村(松本市、軽井沢町、白馬村、阿智村)への宿泊者数の割合: 42.5%
 - ※ RESAS、人流データ等における「延べ宿泊者数」の市町村別比率により推計